

## 8 県及び市町村による水道事業者等との連携等の推進

### 8.1 連携等推進対象区域の設定について

県南西地域連携等推進対象区域は本計画区域の全域とし、県南西広域水道用水供給事業を着実に推進します。

表 8-1 県南西地域連携等対象区域

連携等推進 対象区域	連携市町村
県南西地域 連携等推進 対象区域	土浦市、龍ヶ崎市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、稲敷市、美浦村、阿見町、河内町、利根町、古河市、石岡市（旧八郷町）、結城市、下妻市、常総市、筑西市、坂東市、かすみがうら市（旧千代田町）、桜川市、つくばみらい市、八千代町、五霞町、境町  <b>計 24 市町村（17 市 6 町 1 村）、21 水道事業</b>

- ※ 五霞町を除く 20 水道事業は、県南西広域水道用水供給事業から受水している。
- ※ 五霞町は、埼玉県水道用水供給事業から受水している。
- ※ 茨城県南水道企業団は、龍ヶ崎市、取手市、牛久市及び利根町に給水している。
- ※ 小美玉市（石岡市（旧八郷町）の一部に給水）、千葉県我孫子市（取手市の一部に給水）及び千葉県香取市（稲敷市の一部に給水）の給水区域は含まない。

## 8. 2 水道事業者等の間連携等に関する事項

### 8. 2. 1 実現方策の概要

#### (1) 県南広域水道用水供給事業と県西広域水道用水供給事業の事業統合について

- 県南西地域における水需給の過不足を緩和するため、県南広域水道用水供給事業と県西広域水道用水供給事業を事業統合（以下、「県南西統合」という。）し、事業間における水融通を可能とします。
- 県西地域の県水需要（地下水転換水量）については、水道事業者所有の地下水浄水場の更新時期等がそれぞれ異なることに鑑み、各水道事業者からの要望水量とします。
- 県南地域から県西地域への水融通については、県南広域水道用水供給事業受水団体の契約水量から融通（契約水量の減変更）することとし、県南広域水道用水供給事業受水団体の契約水量と実給水量の乖離の一部解消を行うこととします。  
なお、契約水量の減変更の時期は、県西広域水道用水供給事業受水団体において、物理的な受水が可能となった時期とします。（契約水量増減の時期を合わせます。）
- 水道用水供給事業の料金については、社会経済状況の変化等により見直しが必要となった場合を除き、県南西統合後 10 年間は現在の料金を据え置くものとします。  
なお、旧県南広域水道用水供給事業と旧県西広域水道用水供給事業とで、区分経理を行うこととし、県南西統合後、10 年経過後も県南西統合を理由とした料金の統一は行わないこととします。

#### (2) 水道普及率の向上（水道未普及の解消）について

- 生活基盤施設耐震化等交付金（広域化促進地域上水道施設整備費）を活用している水道事業者については、同交付金の活用を継続し、普及率の向上を図るものとします。

## 8. 2. 2 実現方策による基盤強化の効果

実現方策による基盤強化の効果を以下に示します。

表 8-2 実現方策による基盤強化の効果

【単位：m<sup>3</sup>/日】

事業者	基盤強化の効果	融通水量 県南→県西	廃止水道施設
土浦市	○県水融通による受水費の減(契約水量と実給水量の乖離の一部解消)	▲ 5,500	
つくば市	○生活基盤施設耐震化等交付金(広域化促進地域上水道施設整備費)を活用し、普及率を向上		
守谷市	-		
稲敷市	-		
美浦村	○県水融通による受水費の減(契約水量と実給水量の乖離の一部解消)	▲ 1,300	
阿見町	-		
河内町	○県水融通による受水費の減(契約水量と実給水量の乖離の一部解消)	▲ 900	
茨城県南水道企業団	○県水融通による受水費の減(契約水量と実給水量の乖離の一部解消)	▲ 6,800	
古河市	○県水受水量の変更に伴う総和配水場の廃止(総和配水場分を三和配水場へ集約)		総和配水場
石岡市	-		
結城市	-		
下妻市	○地下水から県水への水源転換により、宗道浄水場廃止(配水池化)	1,800	宗道浄水場
常総市	○地下水から県水への水源転換により、石下東部浄水場廃止(配水池化) ○県水の新規受水地点を追加(石下西部浄水場の規模縮小)	2,600	石下東部浄水場 石下西部浄水場(規模縮小)
筑西市	○新規水源の確保(県水の増量)	3,400	
坂東市	○地下水から県水への水源転換により、岩井浄水場及び猿島浄水場の規模縮小	3,000	岩井浄水場(規模縮小) 猿島浄水場(規模縮小)
かすみがうら市	-		
桜川市	○地下水から県水への水源転換により、真壁浄水場廃止(配水池化) ○地下水から県水への水源転換(県水の新規受水地点を追加)により、高久浄水場廃止(配水池化)	2,700	真壁浄水場 高久浄水場
つくばみらい市	-		
八千代町	○新規水源の確保(県水の増量)	1,000	
五霞町	-		
境町	-		
県企業局	施設稼働率の向上(水道用水供給事業の給水原価低減に寄与)		融通水量14,500

※県企業局においては、新治浄水場の廃止を検討することとする。

### 8. 2. 3 実現方策における役割分担

実現方策における役割分担を以下に示します。

表 8-3 実現方策ごとの役割分担

役 割	
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関係事業者間における調整</li> <li>○ 生活基盤施設耐震化等交付金（広域化促進地域上水道施設整備費）に係る調整</li> <li>○ 水道基盤強化計画の策定（本計画）</li> </ul>
水道用水供給事業者 （茨城県企業局）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県南広域水道用水供給事業と県西広域水道用水供給事業の事業統合</li> <li>○ 連絡管の整備</li> <li>○ 県水送水に係る施設整備</li> <li>○ 新治浄水場廃止の検討</li> </ul>
水道事業者 （市町村等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県水受水に係る施設整備</li> <li>○ 生活基盤施設耐震化等交付金（広域化促進地域上水道施設整備費）を活用した水道普及率の向上</li> </ul>

## 8. 3 水道事業者等との連携等を行うに当たり、必要な施設整備に関する事項

### (1) 整備内容

① 県南西統合に係る整備内容（県南西広域水道用水供給事業）を以下に示します。

表 8-4 県南西事業統合に係る整備内容（県南西広域水道用水供給事業）

	施設整備名称	整備概要	年度（令和）										
			3	4	5	6	7	8	9	10			
利根川給水系	1 (仮称)利根川系増圧ポンプの新設	(新設) 3.85m <sup>3</sup> /m × 65m × 75kw × 4台 (新設) 自家発電設備500KVA											
	2 (仮称)利根川系増圧ポンプ所付近の管路新設	(市道開削) φ400 × 0.18km											
	3 (仮称)東ルート増圧ポンプ所（みらい平・伊奈系）ポンプ更新	(新設) 2.05m <sup>3</sup> /m × 37m × 30kw × 3台 (新設) 非常用自家発電設備200KVA											
	4 東ルート増圧ポンプ所（みらい平・伊奈系）付近の管路新設	(市道開削) φ400 × 0.64km (推進工法) φ400 × 0.02km											
	5 (仮称)東ルート増圧ポンプ所（千代川・石下系）ポンプ新設	(新設) 2.61m <sup>3</sup> /m × 56m × 37kw × 4台 (新設) 非常用自家発電設備250KVA											
	6 千代川・石下配水場付近の管路更新	(市道開削) φ400 × 3.86km (軌道推進) φ400 × 0.02km × 1箇所 (水管橋) φ400 × 0.03km × 1箇所											
	7 坂手配水場付近の管路新設	(県道開削) φ500 × 0.01km (市道開削) φ500 × 0.03km											
	8 事業間連絡管の管路増径 ※増径分の費用として記載	(県道開削) φ500 × 1.50km (市道開削) φ500 × 2.26km (推進) φ500 × 0.04km											
	9 利根川浄水場ポンプ更新	(更新) 23.2m <sup>3</sup> /m × 75m × 450kw × 4台 (別途) 受変電設備・自家発電設備											
水海道給水系	10 境系増圧ポンプの新設	(新設) 3.06m <sup>3</sup> /m × 53m × 45kw × 2台 (新設) 自家発電設備200KVA											
	11 (仮称)境系増圧ポンプ所付近の管路新設	(市道開削) φ500 × 0.30km											
	12 八千代配水場へ向かう管路新設	(市道開削) φ400 × 0.53km (国道開削) φ400 × 2.10km											
	13 石下西部配水場へ向かう管路新設	(県道開削) φ250 × 3.79km (市道開削) φ250 × 3.20km (推進工法) φ250 × 0.20km × 1箇所 (水管橋) φ250 × 0.05km × 4箇所											
関城給水系	14 関城(浄)ポンプ更新	(更新) φ300 × φ200 × 8.7m <sup>3</sup> /m × 68m × 160kw × 4台 (別途) 受変電設備・自家発電設備											
	15 岩瀬大和(岩瀬系)ポンプの見直し ※今後の需要見合いで整備	(オーバーホール) 4.31m <sup>3</sup> /m × 79m × 90kw × 2台 (新規) 自家発電設備400KVA											
	16 真壁ポンプの更新	(更新) 3.13m <sup>3</sup> /m × 65m × 55kw × 2台 (新設) 自家発電設備250KVA											
	17 下館配水場へ向かう管路新設 ※今後の需要見合いで整備	(市道開削) φ200 × 0.43km											
	18 高久配水場へ向かう管路新設	(県道開削) φ400 × 0.81km (市道開削) φ400 × 0.38km											
	19 真壁増圧ポンプ所付近の管路増径	(県道開削) φ300 × 2.34km (市道開削) φ300 × 2.20km (推進工法) φ300 × 0.04km × 1箇所											
中央監視	20 関城浄水場中央監視設備	(改造)											
	21 水海道浄水場中央監視設備	(改造)											
	22 利根浄水場中央監視設備	(改造)											

調査・設計 — 工事

② つくば市においては、生活基盤施設耐震化等交付金（広域化促進地域上水道施設整備費）を活用し、水道普及率の向上（水道未普及の解消）を図ります。

## (2) 整備箇所（県南西広域水道用水供給事業）

県南西事業統合に係る整備箇所を以下に示します。

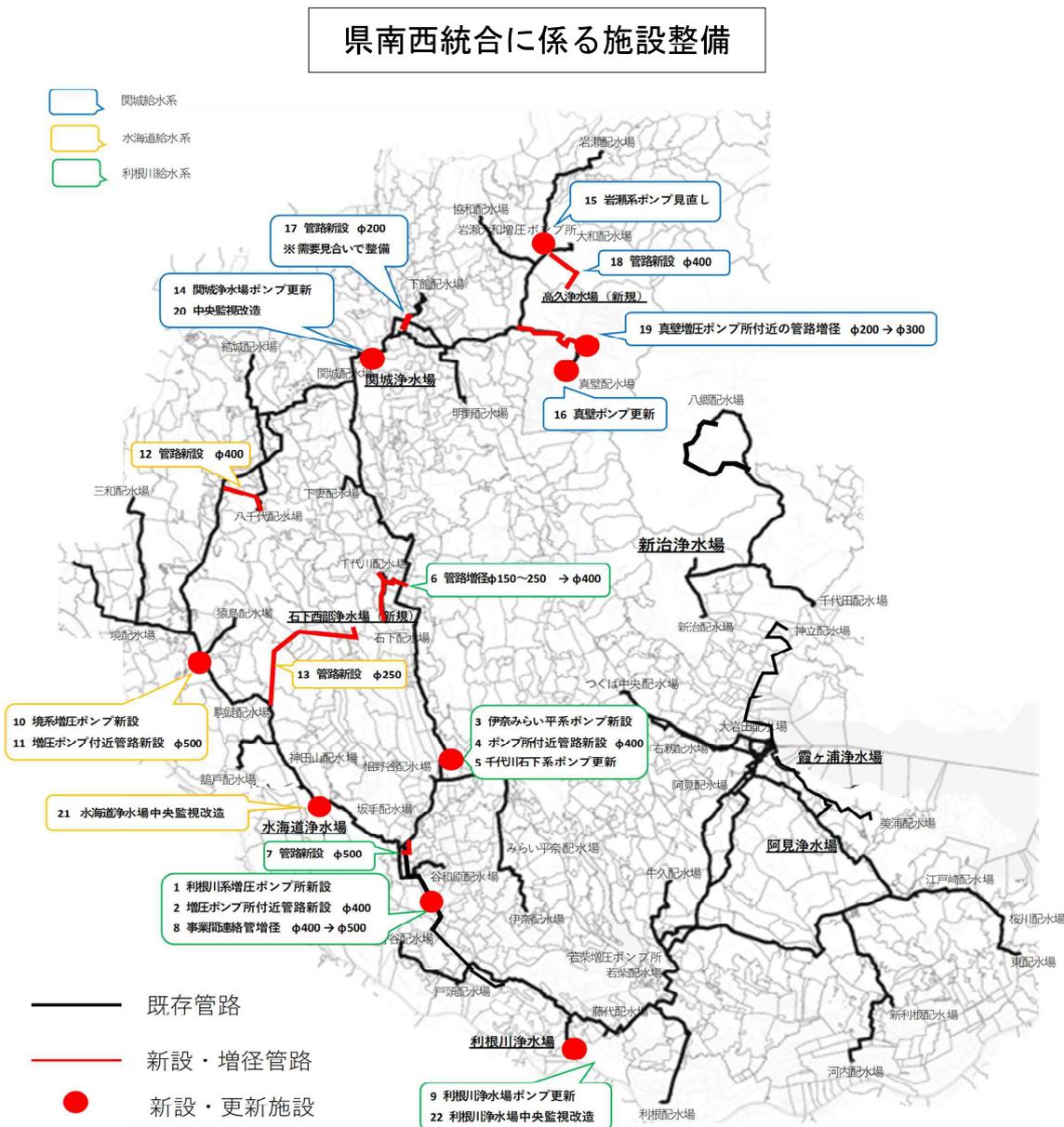


図 8-1 整備箇所図

## (3) 整備期間（県南西広域水道用水供給事業）

令和 3（2022）年度～令和 10（2028）年度

（計画期間 令和 3（2022）年度～令和 12（2030）年度）

## (4) 概算事業費（県南西広域水道用水供給事業）

約 103 億円

## (5) 特記事項

県南西統合事業は、水道広域化推進プラン該当事業である。